

給付金はどのように受けとるの？

医療 担当
☎06-6941-2867

大阪支部からの 各種給付^{※1} は、
組合員本人が大阪支部の資格を取得した際に登録した口座へ
振り込まれます！(毎月15日頃^{※2})

内訳等は、振込日以降に所属所あてに送付する「給付金決定通知書」でご確認ください。

※1 各種給付とは、高額療養費、各種手当金、出産費、療養費などです。自動給付である高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金以外は、請求書類の提出が必要です。(請求書類は、毎月20日(土曜、日曜、休日と重なる場合は直前の平日)で締切り)

※2 大阪支部のLINE公式アカウントから、今年度の振込日を確認できます。



登録口座の変更方法

◇「組合員登録内容変更申告書」を提出してください。

大阪支部へ届け出ている氏名と口座名義が異なっていると、振込不能となり給付が遅れることがありますので、ご注意ください。

【注意】府立学校・府教育庁所属の方は、「総務事務システム(SSC)」の「基本情報」の「各種給付口座」から変更することも可能です(反映までに時間がかかることがあります)。ただし、SSCで登録している口座名義人に旧姓を使用している場合は、資格担当(06-6941-3164)までご連絡ください。

◇印は、大阪支部所定の様式です。大阪支部HPからダウンロードすることができます。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) 検索 → 手続きナビ「様式集」→「組合員資格等関係の様式」



正しい整骨院・接骨院のかかり方

医療 担当
☎06-6941-2867

健康保険が使えるとき



- 医師や柔道整復師に診断または判断された、骨折・脱臼・打撲・捻挫等(肉ばなれを含む)
※骨折と脱臼については、応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。
- 負傷原因がはっきりしている骨、筋肉、関節のけがや痛み(負傷例) ・階段を踏み外して、足を捻った。
・バスケットボールをしていて、突き指した。

健康保険が使えないとき



- 日常生活による単純な疲れ・肩こり・腰痛・体調不良
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 神経痛・五十肩・関節炎等の病気からくる痛み・こり
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関(外科・整形外科等)で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受ける重複受診
- 数か所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けるはしご受診

保険
適用外



健康保険が使える(保険適用)のは、外傷性の負傷に限られています。

整骨院等を受診する際は、負傷の原因を正しく伝え、保険適用になるのか必ず確認しましょう。



共済おおさか

令和8年8月230号